

道 路 台 帳

整理番号	南部58号-3		図面对象番号					
道路の種類	一般国道		路線名	58号	道路管理者	沖縄総合事務局長		
路線の指定(認定年月日)	昭和47年5月15日		指定(認定)の該当条項	道路法第5条第1項及び一般国道の路線を指定する政令				
起点	中頭郡北谷町砂辺1025番2		102k000	主要な経過地				
終点	中頭郡北谷町北前310番		107k830					
路線の延長	5,915 m			供用開始の区間及び年月日				
路線の延長の内訳	供用されている区間の延長	実延長	5,915 m		告示調書のとおり			
		重複延長	0 m					
	供用されていない区間の延長	0 m						
路線の延長の内訳	道路	トンネル		橋		渡船施設		
	5,829 m	個数	延長	種類	個数	延長	渡船場	
		0	0 m	永久橋	8	86 m	渡船	
				木橋	0	0 m	個数	延長
				混合橋	0	0 m	個数	運行距離
			計	8	86 m	0	0 m	0
	車道の幅員 路面の種類	9.0メートル以上		5.5メートル以上 9.0メートル未満	4.0メートル以上 5.5メートル未満		4.0メートル未満	
	舗装道	5,915 m		0 m		0 m		
	砂利道	0 m		0 m		0 m		
	計	5,915 m		0 m		0 m		
自動車交通不能区間の延長	0 m			交差の方式		個数		
道路の敷地面積	国有地	地方公共 団体有地	民有地	計	鉄道又は 新設軌道との 交差	立体交差	0	
				188,683 m ²		跨道 跨線	0	
						平面交差	0	
最小車道幅員		箇所	最小曲線半径	箇所	最急縦断勾配	箇所		
19.5 m		102k000	なし		なし			
有料道路	区 間		延長	管理者	根拠条項	料金徴収期間		
	なし		0 m	—	—	—		
	道路		トンネル		橋		渡船施設	
	0 m		0 m		0 m		0 m	
延長の内訳	9.0メートル以上	0 m	5.5メートル以上9.0メートル未満	0 m	4.0メートル以上5.5メートル未満	0 m	4.0メートル未満	